

令和4年度 松本市版

「赤い羽根共同募金」にご協力お願いします!

～つながりをたやさない社会づくりをめざして～

本年も「赤い羽根共同募金運動」が10月1日から12月31日まで全国一斉に行われます。

いただいた募金は、翌年度（令和5年度）の県内・松本市内・各地区のさまざまな福祉事業に配分され、活用させていただきます。募金は皆様の自主的なご判断となります。趣旨をご理解いただいたうえで、皆様の温かいご協力をお願いいたします。



令和3年度
共同募金
実績額

36,240,424円



折り畳みリヤカーの購入（島内地区）
（安心・安全なまちづくり活動公募配分）



◆市社協の事業へ

9,007,474円(25%)

- ・児童福祉事業の推進
- ・車イス・福祉自動車の貸出
- ・社会福祉普及校助成
- ・ボランティア活動の推進
- ・町会児童遊園の整備
- ・災害見舞いの実施 など

◆県の広域事業へ

16,862,000円(47%)

16,862,000円の内2,593,000円が「安心・安全なまちづくり活動公募配分」として市内13団体に配分され、防災備品購入費として活用されています。



◆各地区社協の福祉事業へ

10,370,950円(28%)



- ・敬老祝賀会の開催
- ・ふれあい会食会の開催
- ・子育て支援事業の実施
- ・地区ふれあいまつりの開催
- ・ボランティアの育成
- ・見守り安心ネットワークの推進等



歌謡ショー（寿地区）



街頭募金（千歳橋）

令和4年度
目標額

35,026,000円

共同募金は、上記の福祉事業に必要なとされる募金の目標額を定めて寄付を募る「計画募金」という方式をとっており、災害被災者の方への義援金などとは異なります。この目標額は、県共同募金会が定めた市町村別の目標額に各地区社協や市社協が行う事業に必要な金額を上乗せし、市共同募金委員会が定めた金額です。

長野県共同募金会松本市共同募金委員会

事務局/〒390-0833 松本市双葉4番16号（松本市社会福祉協議会内）

TEL:27-3381 FAX:27-2239 E-mail:chiiki@syakyo-matsumoto.or.jp



10月1日▶12月31日



赤い羽根は小さなことをしています。

たすけあ
「たすけあせよん」
みんなで赤い羽根
共同募金
10月1日から

困ったときは、おたがいさま

支え合う人たちがいる

ひかりのりおのみなさん、そのおまに「困った助けになりな」という気持ちからして、千人、百人、千人と集まれば、大きな力になります。赤い羽根は、小さなことをしています。小さな活動をたくさん、何十年も続けています。つまり、赤い羽根は、小さなことをしています。意志あるお金、募金のチカラ。

赤い羽根共同募金

じぶんの町を良くするしくみ。

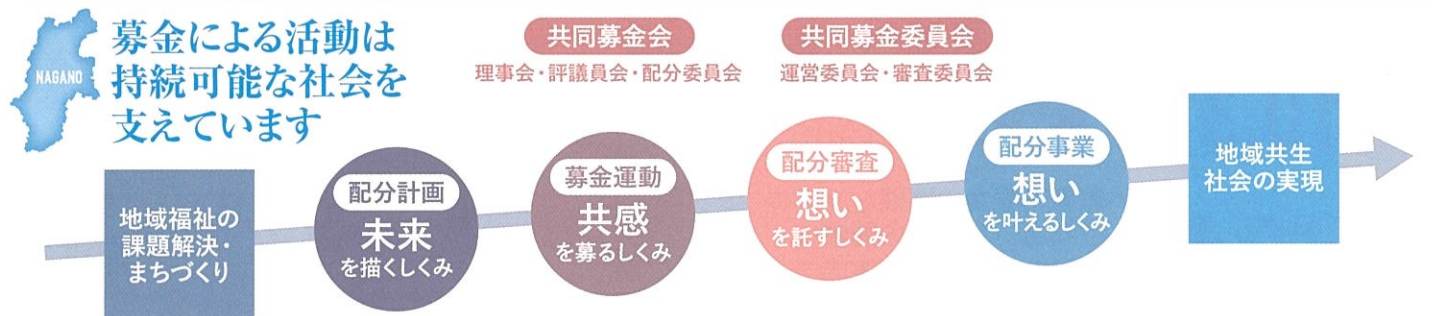
たすけあ
共同募金
10月1日から
共同募金
みんなしあわせに
たすけああって赤い羽根のよびを

赤い羽根共同募金は、戦後の疲弊した社会で、住民相互の「たすけあいの心」から戦災孤児や福祉施設などを支援したことが始まりです。

今では子どもの居場所づくりや高齢者の見守り訪問、災害への備えなど、身近な福祉活動に使われています。

赤い羽根共同募金は住民みんなで支える「計画募金」(社会福祉法第119条)です。事前に各市町村で必要とされる活動の資金ニーズを集約し、目標額を定めて募金を行います。そのため募金のお願いの際、目安としての額を示す場合があります。

地域の福祉を地域で支える「しくみ」が赤い羽根共同募金です。



令和4年度の目標額と用途計画 **403,858,000円** [赤い羽根募金 390,858千円 NHK歳末たすけあい募金 13,000千円]

市町村のさまざまな地域福祉推進に向けた事業	63.6% (256,858千円)	地域住民組織等の防災・防犯を強化する各種事業	5.0% (20,000千円)
福祉施設・事業所の建物改修・備品整備	2.6% (10,660千円)	被災世帯をお見舞いする事業(災害援護金)	0.2% (1,000千円)
福祉施設・事業所の自動車整備	4.5% (18,000千円)	災害時の支援に備える積立(災害等準備金)	3.0% (12,115千円)
福祉団体・ボランティア・NPO団体等の各種事業(コロナ禍の活動支援を含む)	6.4% (26,030千円)	運動推進経費等	14.7% (59,195千円)

共同募金の使いみちは、「はねっと」で公開しております。

はねっと

「共同募金」には税法上の優遇措置がありますのでご活用ください。

